

議第 142 号

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例について

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

平成 30 年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市一般職の任期付職員の給与に関し必要な見直
しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	374,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の122.5、</u>」とあるのは「<u>100分の162.5、</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">373,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">421,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">607,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	373,000	2	421,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000
号給	給料月額（円）																								
1	374,000																								
2	422,000																								
3	472,000																								
4	533,000																								
5	608,000																								
号給	給料月額（円）																								
1	373,000																								
2	421,000																								
3	471,000																								
4	532,000																								
5	607,000																								

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

平成 30 年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市一般職の任期付職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 期末手当の支給率を 6 月、12 月それぞれ「100 分の 167.5」とします。一般職と同様に支給率を平準化します。

(第 9 条第 2 項関係)

- (2) 特定任期付職員の給料表を改定します。

(別表関係)

- (3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)